



鳥取県公報

平成16年 9月21日(火)
号外第130号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	農業近代化資金の利子補給率の一部改正(686)(経営支援課).....	1
	中山間地域活性化資金の貸付利率等の一部改正(687)().....	2
	漁業経営維持安定資金の貸付利率等の一部改正(688)(水産課).....	3
	漁業経営安定資金の貸付利率等の一部改正(689)().....	3

告 示

鳥取県告示第686号

平成 8 年鳥取県告示第247号(農業近代化資金の利子補給率について)の一部を次のように改正する。

平成16年 9月21日前に鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和37年鳥取県規則第 2 号)第 3 条の規定による利子補給契約に基づき利子補給について知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成16年 9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率		2 規則第 2 条第 2 項の規定により上乗せする率	
利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率	利子補給率を上乗せする場合	上乗せする率
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.15</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.15</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.175</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.175</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.175</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.175</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 6 年を超え 7 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.275</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.275</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.225</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.225</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 7 年を超え 8 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.325</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.325</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.325</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.325</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 8 年を超え 9 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.425</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.425</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.375</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.375</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 9 年を超え 10 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.475</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.475</u> パーセント
市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 12 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.425</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.425</u> パーセント	市町村が規則第 2 条第 2 項第 1 号に規定する利子補給金(償還期限が 10 年を超え 11 年以内であるものに限る。)を年 <u>0.5</u> パーセントの割合で交付する場合	年 <u>0.5</u> パーセント

2 保 健 能 力 進 進 設 備 資 金	(1)大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金の うち2億 7,000万円 以下の部分	6年以内	年0.8パーセント以内	年2.15パーセント	年1.3パーセント
		イ 貸付金の うち2億 7,000万円 を超える部 分	6年以内	年1.05パーセント以内	年1.9パーセント	年1.05パーセント
2 保 健 能 力 進 進 設 備 資 金	(1)大 企 業 以 外 の 者 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金の うち2億 7,000万円 以下の部分	6年以内	年0.85パーセント以内	年2.4パーセント	年1.55パーセント
		イ 貸付金の うち2億 7,000万円 を超える部 分	6年以内	年1.1パーセント以内	年2.15パーセント	年1.3パーセント
3 生 活 環 境 施 設 設 備 資 金	(2)大 企 業 に 貸 し 付 け る 場 合	ア 貸付金の うち2億 7,000万円 以下の部分	6年以内	年1.3パーセント以内	年1.65パーセント	年0.8パーセント
		イ 貸付金の うち2億 7,000万円 を超える部 分	6年以内	年1.35パーセント以内	年1.6パーセント	年0.75パーセント
3 生 活 環 境 施 設 設 備 資 金			25年以内	年1.7パーセント以内	略	

鳥取県告示第688号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成16年9月21日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成16年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
貸 付 利 率	利 子 補 給 率	貸 付 利 率	利 子 補 給 率
年1.7パーセント	略	年2.0パーセント	略

鳥取県告示第689号

平成8年鳥取県告示第252号（漁業経営安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正する。
平成16年9月21日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。

平成16年9月21日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率			1 規則第2条第3項第3号の貸付利率及び規則第4条の利子補給率		
資金の種類	貸付利率	利子補給率	資金の種類	貸付利率	利子補給率
規則別表第7号の資金	年2.325パーセント	略	規則別表第7号の資金	年2.625パーセント	略
その他の資金	年1.7パーセント	略	その他の資金	年2.0パーセント	略
2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率			2 附則第2項の貸付利率及び利子補給率		
貸付利率	利子補給率		貸付利率	利子補給率	
年1.7パーセント	略		年2.0パーセント	略	